

平成 1 5 年度第 1 回

新宿区環境審議会

平成 1 5 年 7 月 2 日 (水)

新宿区環境土木部環境保全課

平成15年度第1回新宿区環境審議会

平成15年7月2日(水)

本庁舎6階第2委員会室

- 1 会長あいさつ
- 2 新委員紹介
- 3 報告事項
 - (1) 新宿区環境基本条例等の改正(審議会委員について)
 - (2) 新宿区環境基本計画について
 - (3) その他
- 4 配付資料
 - 1 新宿区環境基本条例及び審議会規則新旧対照表
 - 2 新宿区環境審議会答申 中間のまとめ(素案)
 - 3 中間のまとめ(素案)に対する意見
 - 4 新宿区環境基本計画作業予定

審議会委員

出席(10名)

会 長	丸 田 頼 一	委 員	立 花 直 美
委 員	安 田 八十五	委 員	崎 田 裕 子
委 員	近 藤 恵美子	委 員	芳 賀 恒 之
委 員	斎 藤 佳 子	委 員	甲斐野 豊
委 員	新 井 是 男	委 員	野 口 則 行

欠席(1名)

委 員 古 沢 広 祐

午後 2 時 5 分開会

開会

環境保全課長 それでは、定刻を過ぎておりますので、これより、平成15年度第1回の環境審議会を開催いたします。

環境審議会の定数は16名、後ほど御説明しますが、現員11名のうち現在9名お見えでございますので、定足数には達してございます。

また、この4月1日で区の職員の委員として野口環境部長が加わったところでございますので、部長の方で、まず一言御挨拶申し上げます。

野口委員 4月1日付で環境土木部長に就任いたしました野口でございます。

環境審議会のメンバーに加えさせていただきました。どうぞよろしく願います。

環境保全課長 なお、本日の会議より、お手元のマイク、御発言の際に左手にある「入る」というスイッチを押していただいて、御発言が終わりましたら「切る」の方のスイッチを押していただくようお願いいたします。大変面倒ですがよろしくお願いいたします。

では、会長よろしく願い申し上げます。

事務局説明

丸田会長 では、皆さん方お忙しいところお集まりありがとうございます。

平成15年度第1回の新宿区環境審議会を始めさせていただきたいと思っております。

本日、ちょっと暑いようですので、男性の方、どうぞ上着をお取りになっていただければと思います。

ワーキンググループにはいろいろ部会で熱心に御議論いただきましてありがとうございます。後ほど、その中間の素案的なものを御報告願いたいというふうに思っている次第でございます。

では、本日の議題につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

環境保全課長 本日の議題は2つございます。

1つ目は、環境審議会委員にかかわる環境基本条例等の改正でございます。

2つ目でございますが、現在、諮問させていただいております新宿区環境基本計画について、中間のまとめの素案という段階の御報告をいたします。

丸田会長 どうもありがとうございました。

それでは、1つずつ御説明いただいて、また後ほど御意見をちょうだいしたいというふう
に思います。

新宿区環境基本条例等の改正（審議会委員について）

丸田会長 まず、条例等改正について、事務局から御説明をお願いいたします。

環境保全課長 資料1と書いてございますのが、条例規則の新旧対照表でございま
す。環境基本条例の方でございしますが、従来の審議会の委員に関する規定に区議会議員が入
ってありましたものを、区議会議員を除くというのが条例の改正内容です。新旧という欄が
ちょっと漏れておりますが、右手が旧で左手が新でございます。

同じように規則をこれにあわせて改正してございます。旧の第2条には区民及び事業者が
5名以内、区議会議員5人以内となつてございますが、区民及び事業者を10人以内、区職員
1名と。

この区議会議員が抜けました理由でございしますが、平成14年度に区議会の方が、区議会の
あり方検討委員会という会議を開催しておりまして、その最終報告として、議会が区の政
策を審議する場は十分にあるので、区長の附属機関である審議会に必ず同席しなくてもよい
のではないかという御意見がまとめられ、法令等で義務づけられた審議会以外の審議会へは
委員の参加を見合わせると、こういうものでございました。この趣旨を受けまして、第2回
の区議会におきまして、条例の改正に至ったところでございます。

なお、欠員になった5名は、区民等の代表として、現在選定しているところでございます。
5名のうち2名を区民からの公募、3名は事業者の代表とする考えでございます。そうしま
すと、学識経験者等から5名、区民から5名、事業者から5名、そういうバランスのよい配
分になろうと考えております。

なお、条例規則とも公布の日から施行、公布の日は6月19日でございました。

以上、簡単ですが御説明を終わります。

丸田会長 ありがとうございました。

ただいまの説明に御質問等ございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

丸田会長 ございませんでしょうか。

では、条例のとおりにさせていただきたいというふうに思います。

そうすると、いつの審議会から御出席願えることになりますか。

環境保全課長 環境保全課長です。

この次の審議会を8月の上旬ないし中旬には開かせていただきたいと考えておりますが、今現在公募の区民の方を広報で募集し、今月の25日には決定したいと考えております。同じころにあわせて、事業者代表の方もお願いするつもりでございますので、この次の審議会から16名の定数に戻ると。そういう予定です。

丸田会長 ということだそうです。よろしいですか。

では、ありがとうございました。1番目の議題については、これで終了させていただきます。

新宿区環境基本計画について

丸田会長 2番目に、新宿区環境基本計画についてということです。

御承知のように、本年1月29日に区長さんから諮問いただきまして、本審議会で皆さん方に御検討いただいて、専門部会をつくるということになりました。皆さん方、大変熱心に御議論願ったようでございますけれども、崎田さんに部会長になっていただいたということです。先般、シンポジウム、部会主催でございましたので、御出席の方大体おわかりになっていると思います。

では、崎田さんの方から、部会の経緯と結果について御説明いただいて、後ほど御討議願いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

崎田委員 わかりました。

専門部会・ワークショップの方の御報告をさせていただきます。部会長をさせていただきました崎田裕子です。私の方から報告をさせていただきます。

まず、こちらの委員会の方の中で、事業者の代表と区民の代表として、委員として参加していただいている方を中心に、専門部会ということで検討をすることにいたしました。ただし、まだまだ多くの方の御意見を伺いながら素案をまとめていきたいということになりまして、新宿区内で熱心に環境活動をしていらっしゃるグループの代表、あるいは環境活動をしていらっしゃる事業者の代表の方をお迎えをして、総数14名ということでお話し合いをやらせていただきました。本当に暮らしている者、そして、このまちで事業を営んでいる者の実感を込めて話し合うというスタンスでやらせていただきまして、大変貴重な時間を共有できたのではないかと考えております。

ここの資料の4をちょっと見ていただければと思いますが、この欄の真ん中のところの第1回目が2月5日というふうにありますけれども、ここのあたりからどうやって進めようかという話し合いをして、ほぼ2週間に1回、水曜日の午後ということで、本当に集まって意見交換をするという形で続けてまいりました。その間、特に生活実感、仕事上の実感を込めてということで、まず、私たちが今暮らしている課題は何だろうかという話し合い、そして、その次に、そういうのを解決してどんなまちにしたいか、どんな環境のまちに暮らしたいかという、自分たちのビジョン、願いをきちんと考えていこうということで話し合いをしました。最終的に、それを解決するために、どんな目標設定をしていったらいいかというふうに話を進めていったわけです。

その間、より多くの区民の方に御意見を伺いたいと思ひまして、専門部会・ワークショップ、愛称が「みんなで環境基本計画を考える会」とやったんですけれども、そこで、みんなで一度この会が主催でシンポジウムをしましょうということで、6月4日に設定をしました。新宿スポーツセンターで開催させていただきました。

その日に関しましては、この会に出でくださっているワークショップの関係者、あるいは区役所の皆さん、そして、関心を持っていらっしゃる方が15名ぐらい、合計37名でじっくり話し合いをいたしました。それを終えてから、第9回ということで、もう一度、つい先日6月18日に話し合いをいたしました。

そこでの話し合いは、一応シンポジウムにも皆さんにお出ししました素案をもとに、その日にいただいた御意見を踏まえて、最終的にみんなでもう1回きちんと見直して、お出ししたのが今回資料として出させていただきます、この資料2にあります中間のまとめ(素案)です。

これは、先日のシンポジウムにお越しいただいた方はわかりだと思ひますが、そのときにお出しした資料をもう一度、私たち自身、いただいた御意見をもとにかなりわかりやすく、区民の実感を込めながら、環境の視点を入れて構成をし直しました。ですから、じっくりときょう皆さんに御審議いただきたいと思っております。

なお、まだ私たち専門部会・ワークショップの委員自体もまだまだ意見調整、あるいは、もっとこういふことをという思ひもありますので、この後、まだ2回ぐらいの部会を開かせていただいて、最終調整をさせていただければありがたいなというふうに思っております。

ただし、ここまでみんなでまとめてきました思ひをまとめましたので、これからきちんと事務局の方に御説明いただきながら、委員の皆様にも御検討いただければありがたいと思ひます。

ております。よろしくお願いいたします。

丸田会長 ありがとうございます。

では、恐れ入りますが。

環境保全課長 それでは、事務局の方から、お手元の資料2の新宿区環境審議会答申・中間のまとめ（素案）及び資料3の御意見の方をあわせて御説明します。若干長くなりますが御容赦いただきたいと存じます。

1ページ目でございますが、意見の概要といたしまして、目次のスタイルで、1ページ、2ページにわたって構成について書いてございます。

意見の概要の1としましては、基本計画における基本的な考え方、2としては、新宿区の現状と課題。ワークショップでは、まず、先ほど崎田委員もおっしゃったとおりに、現状と課題を十分に議論をして、その上で3として望ましい環境ビジョン、どんな新宿にしたいのかという、このあたりを十分に議論していただいたところです。こちらは、私ども事務局といたしますか、区役所だけで考えるとなかなか抜け落ちる視点も多くあるだろうと思って、このあたりは集中的に審議をいただきました。

課題とビジョンを踏まえて、4が基本目標と個別目標という構成になってございます。その上で施策体系がついてくる。

こういう構成で中間のまとめの素案をつくってございます。

めくっていただいて、6の重点的に取り組むべき施策については、従来から事務局の方で御用意いたしました参考資料、骨子案とも呼んでございますが、その（案）に載っております事項から、さらに、そこで重点的に取り組むべきことは何だろうという部分を集中的に審議いただいた次第です。

この部分は、ワークショップで提案等のあった項目も加えて、個別的施策を、この重点施策を柱にして、今後集約できるものは集約して、編集していく作業を進める予定でございます。

7の重点施策の進め方とプログラム、8の計画の推進につきましては、十分にまだ審議が行き届いていないところもございますが、計画の推進の確保に、推進の仕組み及びその前の各主体の役割等につきましては、今後、さらにワークショップでの議論をお願いしたいと考えております。

3ページ目は、基本計画の基本的な考え方でございますが、このあたりの記述につきましては、諮問を申し上げた際にかきましたことと重複していることも多いので、本日説明は省

略させていただきます。

めくっていただいて、4ページの(3)をごらんいただきたいんですが、新宿区の環境課題についてワークショップで御審議をいただき、おおよそ13点の課題を大きな5本の柱に整理したものが右手に見えております「みどり豊かで、安全・快適なまち」、「ごみを減らし、リサイクルを推進」、「地球温暖化防止」、「環境負荷を少なくする」、「ともに環境を改善する」、この5点の環境課題でございます。

そこで、5ページでございますが、環境課題を踏まえまして、望ましい環境ビジョンとして、全体のビジョン、総合的な目標を話し合っていました。

新宿区の昼間人口、それからオフィスビルや繁華街の活発な活動、その一方で、良質の住宅地があり、これからも快適な住環境の保全をしていく必要があると。このあたりのことを総合的な背景としてとらえて、基本構想に掲げる「新宿ともに生き、集うまち、ともに考え創るまち」、これを実現するための望ましい環境像を環境ビジョンとして掲げた次第です。

この章の最後に掲げておりますように、「協働で創る快適なまち」、若干あっさりしてございますが、今のところの環境ビジョンにたどり着いたところです。

その次に、ビジョンの背景として書いておりますものは、この環境ビジョンのワークショップの方で自由に御意見を頂戴しました。そこで出てきました個別さまざまなビジョンについての議論を列挙して、ある程度集約したのが、このビジョンの背景です。

最初に掲げておりますのは、「安全・安心なまち」。

これは、新宿の懐の深さ、いろいろな顔を持っている多様性、そのあたりを地域特性として生かして、人・モノが出会い交流するまちへ。

それから、多くの人々が安心して集い、心豊かに暮らせる明るい町に。このあたりは、最近の安全・安心が改めて叫ばれるようになった世相を反映した議論を多く頂戴しております。

次に、ポイ捨てのない、きれいな町に。

ホームレス対策のある町に。実は、ワークショップでは、かなり多くの時間をこのホームレスと路上生活者の問題に費やしたこともございました。若干環境行政の範疇を越えているところもあり、今後、施策展開が難しい議論の余地があるところではございますが、ビジョンの背景としては掲げております。

それから、歩行者優先、安心して歩ける町に。

このあたりが、安全・安心なまちというビジョンの内容でございます。

次に、「みどりとうるおいのあるまち」でございますが、こちらは、人と自然が共存し、四季を感じられる町に。やはり、街路樹や川、四季の移ろいを感じられるような都市環境が必要だという議論です。

続いて、公園の自然環境。

新宿が持つ緑の社会資本であります大きな公園、このようなものをもっと生かしていくべきだと、そういう議論でございます。

6ページ目には、それと同じように神田川、個別の施策にも神田川に対する施策は出てございますが、やはり新宿を代表する川をもっと大切にしていきたいという議論ございました。

3番目としては、「景観に配慮したまち」でございます。

こちらも、やはり新宿の多様性を反映して、人々が生き生きと暮らし、働き、学び、楽しむ町に。

調和した町並。歴史文化遺産を保持しながら、自然環境とも調和するまち。

それから、繁華街の車道の撤去。これは駅前ロータリー、東口のことですが、車道を撤去して再開発するなど、若干都市計画行政の領域にちょっと踏み込んで、今後、環境基本計画でまとめるにはやや難しい部分でもございますが、こういう議論もございます。

4番目は、「地球環境に配慮したまち」。

ヒートアイランド対策がやはり急がれておりますので、そのあたりで環境負荷の少ない副心のあり方。

そのほか、省エネルギー、省資源、そういう循環型社会を実現していくようなまちにしたいと、そういう議論でした。

最後に、「共に生きる活力あるまち」。

こちらも新宿のさまざまな顔を見ていただいた議論で、外国人と交流するまち。

健全な歓楽街。歌舞伎町の品性を高めて、ブロードウェイのような、エンターテインメント性のある健全な歓楽街にと、そういう願いを聞いております。

それから、協働でつくるまち。多くの主体の連携と協働が快適環境を創造するということです。

それから、最後に、次の世代とともに環境教育、環境学習の場を十分に確保していきたい。そういうビジョンを掲げております。

このビジョンを受けまして、4番の表にしておりますのは、ビジョンから目標へという部

分でございます。

基本目標として、4点掲げておりますのが、やはり1番に「みどり豊かで、安全・快適なまちをつくる」という目標です。

それから、「資源を大切にした循環型社会をつくる」。

次いで、「環境負荷を減らし地球温暖化を防ぐ」。

最後に、「ともに環境を改善する」。

こういう表現となっております。

その右手に掲げておりますのが、個別目標というような内容となっております。

続きまして、7ページでございますが、こちらは施策体系として、ちょっとこれまでのビジョンと目標と対にはなるんですけども、従来のワークショップの議論のベースにもしていただいた区役所側で御用意した参考資料の体系、これを基本的に受けて、体系づけをするとうなるという表でございます。

個別の施策としては、66本入っております。アンダーラインのついております個別目標1-(4)「安心して明るいまちをつくる」と、こちらはワークショップサイドで新たに出てきた問題ではございます。ただ、路上生活者と犯罪、災害等の対策との連携、若干環境行政だけで方針をつくるというのは難しい部分の議論も入っておりますので、今後、さらにここは議論を深めていただきたいと思いますとも思っております。

めくっていただいて、8ページでございますが、こちらにも最後に載せております個別目標4-(3)「活気あるまちをつくる」。この個別施策として、環境と経済の両立の推進。こちらにもワークショップで新たに追加していただいたものでございます。

続きまして、9ページは重点的に取り組むべき施策についてでございます。

こちらにも区側で御用意した資料の個別施策を離れてということもあり、一般区民の感覚から重点施策というのはまずどんなことだろうというのを基本から議論していただいたものを編集したものです。

書いてある内容につきましては、若干フレーズだけの列挙という部分もございますが、今後、この議論を十分に編集させていただいて、個別施策の体系づけ等、個別施策の整理をす方向づけとしても重点施策に牽引し、引っ張っていただこうと、そういう考えでございます。次のワークショップまでには、またこのあたりを新たに編集したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

(1)に冒頭に挙げておりますのが、「みどりの対策」。やはり、都市化が進んで緑が減

少しておりますので、それを食いとめて緑豊かな都市を目指す。屋上緑化、地上緑化の多くの緑化政策が必要であるという内容になっております。及び中央公園でやったようなビオトープ、今後もビオトープを推進して環境教育の場としても活用すべきだということ載せております。

次は、フレーズだけでございますが、(2)は「自然環境の整備」。

(3)は、「まち美化対策」。御承知のとおりポイ捨て禁止条例を発展させて、現在、歩きタバコ撲滅のキャンペーンなどもやっておりますが、そのあたりの議論をいただくとともに看板やネオン等に対する規制、町会を中心としたさらなる運動、そういう観点での議論もちょうだいしました。

(4)番目は、「道路対策」です。道路対策は、本当にこのワークショップが十分に情熱を傾けて審議していただいたテーマでございまして、住宅地の道路が狭かったり、歩道が狭かったり、道路上のバリアフリーは行き届いていなかったりと、そのあたりを集中的に審議していただいて、駐輪対策にとどまらず、違法駐車対策、そのあたりまで踏み込んだ議論を多くいただいております。

例えば、このページの最後の、駅前の車道を駐輪場にするというあたりは、ある程度現在の駐輪対策で区の施策でやっているところでもありますが、改めて議論が出てございますので、そのまま載せております。

それから、10ページに入っても、なお道路対策、議論が多かったので、多く載せておりません。

こちらは自動車の区内の乗り入れ制限、上から3番目の ですが、東京都のTDMという施策ともオーバーラップをします。書いてある内容には、公安当局が担当する交通行政にもかかわりの深いところもございまして、すべてこれを環境行政の計画に載せられるかどうか、そのあたりは若干問題を残しておりますが、道路対策としてこういうことを話し合っただきました。

次に、(5)は、「安全で快適なまちづくり」というまとめ方です。自然や歴史の景観保全、緑化等も含めて、ちょっとくり方としてはばらつきが大きくて若干記述は少ないんですが、今後なお編集させていただいて、従来の議論をもっと反映させたいと思っております。

(6)は、「ごみ・資源対策・循環型社会の形成」という観点です。こちらは、主に廃棄物行政のこと、それから過剰包装や資源の再利用、それから次世代のリサイクル産業の育成というようなかなり踏み込んだ、先進的な議論をちょうだいしております。

続きまして、7は、11ページですが、「省エネルギー、自然エネルギー、地球温暖化対策」、こういうまとめ方をしました。ある程度基本計画でエネルギー問題の現状というものを明確にした上で、節電、節水等のアクションプログラムをしていき、一番最初に掲げております省エネルギー対策の促進と支援では、東京都の施策にも載っておりますが、大規模オフィス等にも働きかけると。

そのほか、トップランナー機器など、新エネルギーや新技術への支援や紹介、そういうところまで踏み込んでお話をいただいたところです。

この中には、ちょっと地球温暖化防止の方で、道路を歩行者専用と並木道の搬送用の自動車専用道路と、若干すぐを実現することは難しいような交通モードに関する部分も入ってございますが、そのあたりも含めて省エネルギー等の方におさめてみました。

8番目は、「環境負荷の低減」です。こちらは、エネルギーのベストミックスを初めとして若干フレーズを羅列しただけになってございますが、もう一度編集をしていく必要があるとも考えております。

めくっていただきまして、12ページの方では、この観点でアイドリングストップや、水質という部分も入っており、視点が幾らか重複している部分もございます。特に(7)とは重複も感じますが、今後なお整理していきたいと考えております。

9番は、「環境教育の推進」です。環境意識の向上のために学校を含めて小学生のころからの環境学習というのが一層大切になると。そういう議論と、環境教育の推進として、環境学習情報センターの設置は必要だろうと。そういう意見を載せました。

10番は、「環境意識の向上」で、9番ともちょっと重なってはおりますけれども、路上に物を置かない。私の快適よりみんなの快適という、こういう社会生活全体のあり方にも踏み込んだ意見をいただいております。

あと、つけ加えて、グリーン購入の推進。なるべく環境に配慮した製品を買うと。そういう意識を高めていきたいと、そういう意見も載せております。

11番は、「環境と経済の両立」で、従来環境の改善に取り組むと逆に経済活動にとってブレーキになるという考え方がございましたが、最近は環境問題に対する積極的なアクションがかえって各社の事業を引っ張っているという部分があり、そのあたりをもっと大切にしていきたいという部分でございます。

そのほか、地域通貨の導入等、商店街の活性化と、こういう議論も多々ちょうだいしましたので紹介しております。

最後になります、「パートナーシップによる環境改善」。環境の改善は区民・事業者・環境団体や行政とのパートナーシップが何よりも大切で不可欠でございますので、今後も連携と協働を進めていくと、そういう視点でまとめております。

13ページは、重点施策の進め方とプログラムという書き方をしておりますが、ちょうど、現在、新宿区が進めております実施計画事業で、環境に関連するものを紹介したものでございます。これは参考に掲載したものですので、本日、内容については省略させていただきます。

それから、8として、14ページに表題だけ出ておりますが、計画の推進についてでございます。こちらは、環境基本計画を推進していくに当たって、(1)として、実施主体の役割、このあたりが非常に大切だと。そこを区民、事業者、NPOや行政というふうに区分けして、基本的な概念を述べただけにとどまっております。

それから、推進の仕組みについても、この環境基本計画をつくりっぱなしではなくて、今後、全庁的な推進体制、あるいは区民との協働による推進体制で、つくっただけで終わらない、十分な進行管理のシステムをつくっていくと。そのあたりについて、基本的な考え方だけを書いております。今後、事務局からの御提案も含めて、ワークショップで十分な議論をようだいしたいと考えております。

最後に9番は、個別施策の方向性についてということで、23ページに至るまで施策の方向について書いてございますが、これは諮問の際に御一緒させていただいた参考資料の記述内容とほとんど同じでございますので、きょうのところは御説明を省略いたします。

大変長くて申しわけございませんが、以上で中間のまとめの素案についての説明を終わります。

引き続き、この中間のまとめの素案に対してワークショップのメンバーからいただいた御意見を御紹介いたします。資料の3の方をごらんください。

こちら、1として挙がっておりますのは、まず、意見の概要という表の構成についての御意見。特に環境課題についての整理の御意見でございます。今後のワークショップの議論でもなおこういう御意見は生かしていきたいと考えております。

続きまして、望ましい環境ビジョンに対する御意見です。ちょうど、6月18日の資料が、本日の資料よりもちょっと構成が違っていたものですから、そこに対して御意見をちょうだいし、個別のビジョンというのは本日ビジョンの背景として御紹介した部分ですが、本日の資料に十分反映できたと考えてございます。

4の基本目標と個別目標も、このとおりではございませんが、おおむね似た考え方でもあり、今後なお少しみんなで検討していきたいところでもございます。

5番の施策体系は、望ましい環境像とありましたのが環境ビジョンに変わったもので、この御意見のとおり本日資料を書いております。

めくっていただきますと、同じ方からの2ページ目でございます。

重点施策について、(骨子案との対比)とありますのは、行政が用意した施策が64本あったんですが、その個別施策の中での重点課題、重点的な施策をワークショップで議論していただいた重点施策の構成に組み込んでいただいて、編集をしていただいたプランでございます。大変参考になりますので、今後の議論に十分役立てたいと思っております。重点施策が38本になると少し多いかなとも思っておりますが、今後なおワークショップで審議していただくと考えております。

続きまして、改めて1ページから始まるのは、ほかの方から頂戴した御意見です。

1は、環境基本計画の基本的な考え方の部分に対する御意見で、現在議会等の承認を得ていないような施策でも、今後10年には必ず実施されるような個別施策は網羅していくべきだという御意見です。そこまで先見性を持った内容にできるかどうかは別といたしまして、事務局も同じ思いでおります。

次は、法令上すぐには実施できないことも区民にとって願わしいことは挙げてほしいと、そういう御意見です。

2番目は、環境問題の現状についての導入の部分がある程度省略できるのではないかとという御意見です。

3番目が、望ましい環境ビジョンについての御意見ですが、環境ビジョンについての議論が、その前の環境課題にちょうど適切な対応関係ではなかったのではないかと。6月18日の時点ではそういう部分もございましたので、環境ビジョンについての編集の仕方などについての御意見をちょうだいしたところです。

1つには、環境ビジョンをそっくり削除して、課題からそのまま目標へという考え方がすっきりするのではないかとという御意見ですが、事務局案に欠けていた膨らみや奥行きを環境ビジョンに関する議論で十分に補っていただいて、全体として厚みをつくっていただいたと思っておりますので、現在の構成でいきたいと考えております。

次は、個別ビジョンと個別施策との対応関係についての御意見でした。

ビジョンはビジョンとして、目標や十分施策にそれが真っすぐ対応していなくても、目標

や施策にはかなり強く関連づけはこれからもできますし、本日の資料では、多少それができたと思っておりますので、本日の構成でお願いしたいと考えております。

めくっていただきまして、2ページ目の中ほどには、個別ビジョンの切り口を次のように考えるという案が出ております。2番目のまちの交通という部分が独立していることを除いて同じようなトーンに編集できたと考えてございますので、このあたりの議論もさらにワークショップで審議を尽くしていただきたいと思っております。

次に、5番目の施策体系、6番目に重点的に取り組むべき施策についてと書いてございますが、重点施策は10ぐらいで結構ではないかという内容です。

7番目としまして、重点施策と進め方とプログラム。

重点施策にはアクションプログラムが必要だという御意見ですが、事務局としても同じ考えでおりますので、今後アクションプログラムのつくり方、進行管理も含めて、なお審議を尽くしていただきたいと考えております。

各論の方につきましては、若干長くなりますので、今後のワークショップの議論の参考にしていきたいと考えますので、ここはちょっと省略させていただきます。

ずっとめくっていただいて、最後の1枚なんですけど、3人目の方の御意見と4人目と5人目の御意見を1枚にまとめたものです。

3は、2の方の御意見に対する意見ですが、低公害車の普及促進で、一度LPG車への経由というようなことを考えずにCNG車をどんどん入れてはどうかという御意見でした。

4番目の御意見は、やはりビジョンに対する議論の編集の仕方の御意見ですが、環境ビジョンというのを1つにまとめて、「個別ビジョン」と言っていたものをそれほど多く書かないで「快適なまちとは」に変えたり、具体的な内容は施策の中に入れて再構築してはどうかという御意見出てきましたので、おおむねきょうのまとめ方で同じようなお考えではないかも考えております。

施策体系についての追加の記述の提案がございます。

それから、重点的に取り組むべき施策についても、環境と経済の両立について、若干懸念を表明されている部分でございます。

最後の方の御意見は、環境ビジョンを除いた部分は区の骨子案のままでよいという連絡をいただいたものでございます。

以上、お時間を頂戴しましたが、資料の説明を終わらせていただきます。

丸田会長 どうもありがとうございました。

資料について、スケジュールを除いてすべて御説明ございましたが、最後の資料3は資料2をつくられて、その後、委員さん方から出てきて、したがって、次の専門部会で資料の3もあわせて検討するというふうに理解しておけばいいんですね。

環境保全課長 はい。

立花副会長 すみません。資料3は作業部会の委員の方々の御意見ですか。

崎田委員 6月18日のワークショップに提示した資料に対する意見です。ある程度参考にして、きょうの資料を提示してありますけれども、まだ議論が足りないところがありますので、いただいた御意見をもう少し生かしながらお話し合いを続けさせていただきたいと思っております。

丸田会長 わかりました。

ですから、きょうは資料2を中心に皆さん方から御質問とか御意見をいただければ、専門部会、7月17日とか、8月6日にもう既に予定されているようですので、そちらの方でいろいろ御意見等、また統合されて改定したものがつくられるというふうになると思います。

では、資料2につきまして、全体的な構成の問題、また中身の問題いろいろあると思えますけれども、どこからでも御質問とか御意見をいただければと思います。1時間ほどございますのでよろしくお願いします。

皆さん方部会に入っていらっしゃるわけ。どなたが入ってない。私入っていないけれども。

崎田委員 メンバー、ちょっと……ほぼ入っています。

丸田会長 そうなんですよ。

崎田委員 それと、あとほかのメンバーがかなり傍聴席にきょうは来てまして。

丸田会長 そうですね。そうすると安田委員は入ってないの。

安田委員 入っていないです。

丸田会長 入っていないんでしょう。安田委員と野口委員と私と、3人が。

立花副会長 私も入っているんですけども、全然参加できていないので。

丸田会長 でも一応入っているんで。入っていることになっているんで。

立花副会長 参加できていないものですから。

丸田会長 特に3人の方から。

最初、お願いします。

安田委員 水曜日にほとんどやられているので、水曜日って教授会とかいろいろ会議があって、午後はなかなか出られないんで、きょうもちょっと午前中会議があったんです

けれども、途中で抜け出してきたんですけれども、ちょっと曜日を御検討いただければと思いますが、まず最初に。

それで、全体にはよくできているし、あれなんです、まず第一番目に哲学というところで幾つか疑問点があるんでちょっと教えていただきたいんですが、まず、この資料2の中間のまとめ(素案)のところ、部会でも議論があったようですが、2のビジョンの背景の2のホームレス対策のあるまちにということの、後の方も出てくるんですが、新宿の場合ホームレスの問題って大きい問題だと思うんですが、僕が一番引っかかったのは、ホームレスがいないまちにするという発想なんです。ホームレスというのは、やっぱり国の政策とか、産業界、その他の問題で、ある意味では必然的と言うとおかしいんですが、生み出されてしまっているわけです。ですからそれをいないまちにするという考え方というのは都庁がやってみたくて除去するというか、排除するというような思想につながってくるわけですし、この辺かなり問題ではないかなと、やっぱりこの辺すごく難しいんですが、ある意味では、そういう出された人たち、個人にももちろん責任もくはないんですが、社会のメカニズムの中で出されてきているということを考えると、やっぱり広い意味での共生というか、排除の論理ではなくて、どうしたらそういう人たちとも一緒に住んでいけるのか、そういう基本的な理念が必要なのではないかと。やっぱりいないまちにというのはどうも僕は排除の考え方で、決して好ましくないのではないかなと。こういう発想をしていくと、やっぱり外国人とか、そういうものも例えば最近一部議論があるんです、犯罪が多いのは外国人が多いせいだということで、すぐ排除の論理になってくるんです。この辺は僕は基本的に問題ではないかなというふうに思ったんですけれども。

それから、もう一つ、やはり哲学的な問題で、環境と経済の関係なんです、8ページです。あとの方にも出てきたんですが、環境と経済の両立の推進というのと、それから、後の12ページに環境の改善はしばしば経済の沈滞化をもたらすという考えがありますと言うんですが、きょうは古沢先生いらっしゃっていないんで、私たち環境経済学とか環境政策をやっている考え方の最近の基本的な考え方は、両立は誤りであるという考え方なんです。

特に、環境を改善すると経済の停滞をもたらすというのも、この考えは誤りである。どいうのが正しいかという、環境が経済の上位概念であるという考え方なんです。それは、温暖化問題とか、さまざまな大気汚染の問題とか、一見経済成長とか目指して開発をするんですが、そのマイナスの効果が、結局経済にはね返ってきているわけです。ですから、経済と環境を両立するというのは非常に問題のある考え方、やはり経済活動をするというのは、地

球環境というものがあって初めてできるわけです。ですから、我々の考え方は、一部違う考え方の人もいると思うんですが、環境の方が経済のより上位概念である。ですから環境を犠牲にするような経済開発というあり方は、必ずその経済にまたしっぺ返しというか、マイナスの効果をもたらしてくるという、そういう環境と経済との基本的な考え方です。この辺をぜひもう一度考えていただきたいというふうに思います。

もっと言っていいですか。

丸田会長 どうぞ。

安田委員 哲学的にちょっと気がついたのは、基本的な考え方です。その2つの点がちょっと気になったんで。

それから、もう一つは、私はごみの方もやっけていて気になったのは、新宿区は、ポイ捨て条例とか、自動販売機の規制とか条例で随分いろいろ先進的なことをやったんですが、何か条例でやったり、政策導入したのが実際の効果に十分結びついていないのではないかという気がするんです。この辺は、やっぱりもう一步踏み込んだ条例の整備とか、政策展開をしないと、そういう意味で、私余り詳しく調べていないんですが、千代田区なんか、テレビとか新聞等で報道されたところを見ると、かなり歩行禁煙なんかに対して罰則すると。罰金を取というのも実際なかなか実行するのが難しいんです。かなり踏み込んで実践していると。この辺はやはり学ばなきゃいけない点ではないか、具体的な例としては。そういうふうにはやっぱり実効性のある条例とか政策手段、こういうものをやっぱり全体にやっけていかないと、言葉ではいろいろな、はっきり言ってきれいごとみたいなことを書いてあるんですけども、それが実効性を伴わないと、そういう問題がかなり来るのではないかなという気がするんです。

それとも関連で、これも哲学的な問題とも関連するんですが、6番目の5に、「共に生き活力あるまち」というところでブロードウェイのエンターテイメント性のあるまち歌舞伎町、これはブロードウェイよりも、最近ニューヨークのタイムズスクエアがやった政策というのはすごく参考になって、いわゆるポルノショップなんかみたいなのを排除ってすごく難しいわけですね。歌舞伎町というのは日本のタイムズスクエアみたいな感じなので、タイムズスクエアがやったのは何かというと、ポルノショップとの共存とっては変なんですけど、ある表通りの目の前に店とか看板を出すのをやめてもらおうと、ちょっと奥に引っ込んでもらおうと。そういうような政策で、これだけでかなり違ってくるわけです、まちの雰囲気。だからそういう、例えば展開、ブロードウェイも行けば一番いいんでしょうけれども、プロ

ードウェイの前にタイムズスクエアがやったようなそういう対策みたいなものをやっぴりもうちょっと参考にする必要があるのではないかなという感じがしているわけです。

それからレジ袋のことなんかも、こういう市民の環境問題熱心な方ですと必ず出て、私もいろいろな論文を書いたりしているんですが、これも、既に杉並区が条例化して、ただ実践はしていないわけです。これは我々いろいろシミュレーションやってみると、かなり環境税、例えば1枚5円ぐらいかけてやると非常に効果がある。環境税1枚5円かけると原価が昔で3円50銭ぐらいですから、どうしても10円で売らなきゃならないんです。10円で売ると、僕らのシミュレーションでは、92%の人が買い物袋を持ってくる、これは廃棄物学会で発表した論文なんですけど、その後、「月間廃棄物」とか、「婦人の友」にもちょっと書いたんですが、最近高校の家庭科の教科書にもそういうのを取り上げられたんですが、ことしの。ですから、杉並区がやったんですが、それをもう一步踏み込んだ条例とか政策展開、その辺をやっぴりやっていく必要があるのではないかなという感じがしました。条例とか政策の実効性を担保するような条例化とか政策の実現、こういうものを考えていく必要があると。

それから、第3番目なんですけど、最近のこういう環境だけではないんですが、政策の評価みたいな問題に関して、やはり、国なんかでもやっているんですけども、環境への影響をきちんとある程度数量的に把握して、最終的には数値目標みたいなのを出して、それがどのぐらい達成できるのかという、そうしないと大体文章で終わってしまうんです、はっきり言って。

ですから、これはなかなか難しいんですけども、最近、国が環境への影響性みたいなものやっておりますので、循環型社会白書等で、ああいうものを参考にしながら、あと専門的な、僕らでやっているコストベネフィットアナリストというような方法を使うと、ある程度数値化して、どのぐらい達成して費用対効果はどうなんだというような、政策の評価につながるようなことをやらないと、言葉で終わってしまうというか、さっきの政策とか条例化にもつながっていくんですけども、やはり何らかの形で、先ほど10年とかありましたけれども、10年ぐらいのプランでどのぐらい政策が実現できるかというのを数値目標で出していく必要があるのではないかな。

ちょっといろいろなこととお話しましたが、3つぐらい、基本哲学というか、どういう社会をつくっていくんだという哲学のレベルと、それから条例化とか政策の実効性の問題、それから、さらにそれを担保する数値目標とか政策の評価、事前評価、事後評価の問題です。この辺が大きい問題ではないかなと感じました。

ちょっと長くてすみません。

丸田会長 いえいえ、大事な問題です。私も同感の点が多いので、ありがとうございました。

御意見として承ってよろしいと思います。

崎田委員 では、私の方から、今の安田委員がお話くださったことに関して、部会長としてきちんと、いろいろ御指摘いただきましてありがとうございます。

最初に、いろいろな意見をきちんと承って今後の話し合いに生かしたいと思うんですけども、例えば、今、5ページのホームレス対策のあるまちということで御意見をいただきまして、非常に大事な御指摘をいただいてありがとうございます。ただし、私たちもその辺を考えて、ホームレス対策のあるまちにという表記にしております、非常に繁華街とか、多くの人が集うようなところに最近大勢いらっしゃるといような、そういう状態の中で、きちんと生活環境、あるいは商業上の環境を確保していくためには、やはり何らかの対策をきちんと打たなければいけないのではないかというようにもございまして、やはりある程度こういう思いをきちんと入れておいたらどうかというようにここでここに入れさせていただきました。

やはり、これに関しては、いろいろ実効性に関しても、あと表記のニュアンスなどに関してもさまざまな反響というか、御指摘のような問題があると思いますので、今後きちんと委員会で受けとめて話し合いをしていきたいと思っております。

あともう一つ、環境と経済の両立のことのお話なんです、安田委員のお話を伺っていて、余り違和感がなく承っていたので、逆に違和感がなくと言うと変なんです、「環境と経済の両立」という言葉がいろいろな、さまざまなとられ方をするような表現であれば、この表現をもう少し意味が伝わるような形で、例えば、「環境配慮が経済の好循環につながるような」とか、何かみんなでもう一度表記の仕方を考えていければと思います。

丸田会長 いろいろ安田委員のお話も、ほかの方、いろいろな御意見あると思いますから、また部会でいろいろ御議論されて、それで一度やられて、それから、次に成文化させた方がいいと思います。ここで結論を出すという問題ではないですから。

どうぞ。

立花副会長 意見なんです、作業部会、名前だけで全然参加できておりませんので、何か大変申しわけなく、ここで意見を言わせていただくのがちょっと心苦しいんですけども、言わせてください。

1つは、今、別のことを言おうとしていたんですが、最初に安田委員がおっしゃられた環

境が経済の上位概念であるという言葉なんですけれども、これは恐らくいろいろ作業部会で検討されてきた皆さんの頭の中にも非常に大きくある言葉ではないかと思うんです。ですけれども、今の全く違う社会情勢の段階から今のような状況になるのは、すごい時間にしてみると大変な短い時間の中での大逆転のような社会状況だと思うんです。環境に対してこれだけ一般的に声が大きくなった状況というのは、本当に私も30年近く景観問題ですとか、環境評価ですとか、高密度化していく社会の中で子供はどうやって育ていくのかとか、いろいろな意味での住める環境ということ、社会の行く方向が逆の方に向かっていくときに、声を落とさないで主張するということが大変な時期だったと思っています。非常に厳密な意味で言えば、私は生態学というよりは建築の分野から都市生態学の立場におりますので、両方の相矛盾するところで、足は人間の側に置いています。自然環境の動植物の側には置いていないという立場を持っているものですから、やはりコウモリのような部分がとてもあって、原理原則という以上に、真理としては、安田先生がおっしゃることがもう本当にそのとおりで、いずれこのスピードで世の中が大きく大展開を図りながら人口も減少していく社会の縮小化に向けての足が、方策をきちんと持って進んでいくなれば恐らく大きな声で環境が経済の上位概念であるということを皆さんが声高に言えるところまで進むんだと思うんです。そういう意味で、先頭を切ってその部分をおさえていらっしゃる安田先生そのほかの方々というのは非常に貴重な現実の問題として、それをどこまで落としていけるかということもいつも頭に置かなければいけないわけなんですけれども、常にそれを発言していかれる方がそばにいるということは大変貴重なことだと思います。

ただ、実際に新宿区の今ある環境の状態、どういう接点、環境と経済という以上に、都市環境の今の現状がどういうところにあるかということ、共存というにもまだそこまでいかない、大変大きく負けている、環境の側が負けている状態というとおかしいですけれども、すごく負荷が大きい。そういう環境負荷の大きい都市構造の中で、今この新宿の中心部というのは成り立っているんだと思うんです。ですから、部分的には逆に言葉にしてみれば「環境と経済の共存」というよりは、先ほど崎田委員がおっしゃった「環境と経済の両立」という言い方をどこまで実行していけるのかということさえ難しい部分というのはたくさんあるかと思っています。

ここの部屋も、先ほど会議で早く来たときにはエアコン入っておりませんでした。やっぱりエアコンを入れないと、これだけの人数が入って、これだけの会議を持ちこたえられないわけです。これは、高層化していくビルと地下化していく都市環境、この高層と地下都市と

というのは、両方環境の面で見れば同じ位置にあると思うんですけども、その両方に対してエネルギー的な対応というのは、なくては人は住めない、そういう環境を大規模につくってきている。その途中であって、今、そのスピードがとまっているかということ、実は非常に悔しい話ですけども決してとまっていなくて、東京都の総合設計制度にしても、容積率緩和の方向はより強く強化されている状態です。これは、片方で環境と言いながら、片方で大規模化していく、高密度化していく都市を歯どめをかけるどころか、促進していく政策に乗っかっているというのが東京都全体としては流れとしてはあると思うんです。その中で新宿をどうするかという意味では、どこからどういうところに大きな目標を持って、今どこからスタートして、具体的にはどこを、小さくてもいいから実行できる場所はどこなのかということをおさえていく、メリ張りのある基本計画というのがすごく望まれているんだと思います。

次の話に移るんですけども、もう一つは、新宿区というのは、改めてそういう環境基本計画の立場で少しでもそれぞれの地域で何か同じ目標を立てて、それぞれの地域が同じように動くというには、かなり多様な住んで心地よい環境もあれば、それから業務中心都市になっているところもあるし、居住密度や建築密度から見ても、全くたくさんの多様と言えば多様な地域性に分かれて、おもしろいと言っておかしいんですけども、大変重要な位置にあると思います。

恐らく具体的なアクション計画というのは、これからどんどん先に行けば、地域ごとにそれぞれの地区がどういうふうに対応していくかという具体策に落ちていくところでそれは決められていくんだと思いますけれども、そのときに、やはり先ほどからのシンポジウムのとときに地下都市というようなことを言われたけれども、それを組み込むのは大変難しかったと課長さんから言われたんですが、入れて入れられない場所はないと今お話を伺いながら、この報告を受けながら思っていたのと、それと、新宿区の特徴として、いわゆる都市計画上の区分になっている、例えば、業務地区とか、商業地区とか、住居地区とか、そういう分け方は一方であるかと思うんですけども、もう一つは、高密度地区がどうなっているかということは密度ごとに、昼間人口のことはここにも書いてありますが、昼間人口とそれから夜間人口とで、恐らくかなりグラディエーションが変わってくると思いますか、密度の差がそれぞれの地域性とオーバーラップしてくると思うんです。それを確かめる、恐らくお手元に新宿区では資料があるかと思うので、地図の上で確かめてみることはとても重要な作業だと思います。

それから、もう一つは、やはり地下都市、商業地区としての課題も持っていますし、それから一般住民が横行するという意味での地下の街路としての役割、これを、例えばそんな大きなタイトルを挙げる必要はないかと思うんですけども、わずかにでも入れておくと、いずれ地域別の特性を考えると生きてくると思いますが、資料2の5ページ目です。安全・安心のまちというところに括弧の中に、繁華街、住宅街、商工住混在地、それから超高層ビル街、そのあとに学生街との間に、地下街路とか地下商店街とか、どの言葉でもいいんですけども、やはり1つの特徴を持った特殊環境としての対策の意味を持った場であるという意味で、ここに一言入れておくと地域性のところまでだんだんとブレークダウンしていったときに生きてくるかなという気がします。

そういう特殊な環境の中で超高層の方を余り問題にしてもどうにもならないだろうと思っていますのが、やはり、超高層ビル街を左右している中心というのは、企業と資本の側にあります。地下街の方は小さい商店と、それから区民の側にあるというふうに考えますので、超高層ビル街の方は放っておいてもひどい状態になれば恐らく企業努力として、自主努力の中で改善されていく可能性はある。地下街の方は、安全・安心なまちづくりという意味で置き忘れられる危険性があるというふうに思います。そういう意味で、とても注目しつつ考える基本計画の中に一言言葉は必要かなと思いました。

あといろいろありますけれども、一番大きいのはそんなところですよ。

そして、やはり決め手になるのは、一番最初に安田先生おっしゃられたように、環境と経済の問題というのは、どこまでも矛盾をはらんでいて、決して両立ということはあり得ないということ、私は逆に、環境共生建築なんていう言葉の持っているうそというか、個別には、部分的には対策は幾らでもできる。1つのビルの中での対策としては共生かもしれません。だけれども、大きな環境基本計画ですとか、大きな環境基本法とか、そういう立場から言うと共生ではなくて、やはり矛盾するもので、どこに足場を置くのかというのはこの基本計画の上位計画として、環境計画ですから、環境の方が上位であるということの哲学は絶対一言必要かなと、その上での現状から、どういうふうに時間をかけての、どういう方向へ行く第一歩なのかということをつくっておくと10年後、50年後、100年後というところで、全く違う社会が21世紀には生まれてくるんだという確信がこのところ多くの人たちに持っているとしますので、その誤りのない方向を見つけることができるのかなと思いますので、安田先生の一言は大変大きいかなと思いました。

すみません、長くなりなつて。

丸田会長 ありがとうございます。

何か。どうぞ、ほかにごさいましたらお願いします。

野口委員 専門部会・ワークショップに入っていないですが、専門部会・ワークショップで6月18日までの9回ということで回数を重ねられて、その後、その間にはシンポジウムも開催をしています。私も参加をさせていただいて。そういう形でさまざまな議論をされたということでまとまってきていると思います。

その中で、崎田部会長さんからもお話がありましたけれども、最初に、暮らしでの課題というものから議論を深めていったというような中で、今回、その議論というのは多分骨子案の参考になかった望ましい環境ビジョンの議論につながっていくものだと思うんです。そういう中で、暮らしの課題というような形になると、区の政策、抱えている課題、事業、すべてにわたる分野で、当然その中に行けば、先ほど安田先生からもお話がありました、ホームレスの問題なんか区も課題とすれば大変大きな課題で、対応を迫られるというようなことになるんだろうと思います。そうすると、そういったものを暮らしの中での大きな課題だということで、それをそのまま環境のビジョンというところに結びつけていくという形につくってしまうと多少望ましい環境ビジョンというイメージがどうなるのかなという観点があるのかなと。ですから、その望ましい環境ビジョンを協働でつくる快適なまちということで、協働という部分が1つの区民なり地域の団体と一緒に、行政が課題解決のために進めていきますよというやり方の問題にして、望ましい部分が快適なまちということになれば、言いかえれば、暮らしやすいまちということになるのだろうと思うんです。そうすると、新宿区基本構想なり、基本計画があるわけで、そこの目指すべきところと一緒にしてしまう。そうすると、環境基本計画自体は、やはり区の環境政策を総合的に体系づけるという中で、環境への負荷をどうするかとか、さまざまな課題に対応していくということになると、もう少しこの辺の望ましい環境ビジョン、事務局の方からも多少のこれからの整理というようなこともありましたけれども、この辺を、先ほどの安田先生なり、それから立花先生なりの御議論も踏まえて、もう少し部会の中で議論を深めていただければなと、そんな思いをちょっとしております。

それで、さまざまな課題の中で、実際問題区の計画をつくると、区側の方からするとなかなか対応が困難なものについては触れたくない、こういうことになるんだろうと思いますけれども、ただそんなことではなくて、やっぱり専門部会なりワークショップで議論を深めてきた部分の問題認識みたいなものは、これはあってもいいんだろうと思いますけれども、

ただ環境基本計画の中で、何を重点的にこれからやっていくのかというスタンスをきちんとしていただかないと、わかりやすいために望ましい環境ビジョンもぜひ入れいただいて、計画をつくったときには区民にわかりやすいというものにしていきたいという部分が少しぼやけてしまうようなことにならないような整理をしていく必要があるのかなと、そんな感じをしております。

特にそういう中で言うと、ホームレスの問題なんか相当議論がされたということですがけれども、この辺の取り扱いも十分踏まえていただく必要があるのかなと、そんな感じを持っております。全体としては、望ましい環境ビジョンで区民の方に示したときに、先ほど立花先生が、地域が相当多様な地域性を持っている中で、どういう形での環境への取り組みをしていくのかということになると、それぞれの地域で一様でない取り組みになるんだろうと思うんですけれども、ただ、計画を示したときに、協働でというところで、では区民が区民の立場で何が必要なのかなというようなことがメッセージで伝わるようなものをやっぱりつくっていく必要があるのかなと。それは行政計画というようなことではなくて、行政も区民も事業者もすべて一緒になって、環境への対応をしていくというための計画にしていくためには、わかりやすさみたいなものも、これは多分表現なり、いろいろな形の工夫でできる部分もあると思いますので、その辺も今後事務局も含めていろいろ議論を深めていく必要があるだろう。そんな感じをしております。

丸田会長 どうもありがとうございます。

以前、区の行政の方で策定委員会とかを構成していて、そちらの方でもこの部会のほかに議論を詰めていくと。今、野口委員言われたようなことというのは、接点的なものというか、他の部局の政策との統一性とか、整合性とか、そういうのも諮らなきゃいけないですね。そういううんと大きな問題というのが出てくるわけです。環境だけで考える以前の問題というか。そういうのは、これからこの素案も含めて検討されるということによろしいんですね。

環境保全課長 それでは、事務局からそのあたりを申し上げますと、まず経過といたしまして、1月に審議会に諮問をするまで区役所の中では、審議会の議論の材料になるような論点を集めて、施策体系として参考資料をつくった。そこまで策定委員会と区の作業部会というものを運営しました。そこで、審議会への諮問が終わりましたら、ずっとワークショップの議論が動いている間、そういう区の内部の委員会は動かさずに、5月になってから、専門部会・ワークショップの議論の紹介として1度だけ招集しております。今後は、この審議会での議論を経て、中間のまとめの案を作成するに当たりまして、非常に精力的に、また区の

各施策へのフィードバックと、それからすり合わせを行っていきたいと思っていますので、ここからこの次の審議会までの間に、若干大きな作業をしたいと考えてございます。

丸田会長 どうぞ。

野口委員 庁内の基本計画の策定委員会の一応長をしているものですから、この前、今年度に入って1回だけワークショップ・専門部会の議論を一応御紹介したんです。それでそのときに、端的に申し上げますと、そのときは暮らしの課題というところからのフリーな形の議論の部分のお話をしたものですから、じゃあそこから何を環境基本計画に盛り込む施策を導いていけばいいのかという意見が庁内でも出まして、多少戸惑いがあったんです。だからその辺はきちんと、これから収れんをさせていく作業を事務局の方でもしなきゃいけないのかなと、そんな状況だと思っております。

丸田会長 どうぞ、立花委員。

立花副会長 同じ資料2の9ページなんですけれども、重点的に取り組むべき施策についてというところの(1)に、みどりの対策というのが一番頭に上がっています。これは多分これから、今のお話ですと庁内での取りまとめというお話でしたが、多分、環境土木部長の傘下にみどりの審議会、あれはどういう課か、今ちょっとどういう仕組みかわからないんですが、多分この黒丸2つの屋上緑化とかビオトープとかという前に、新宿区の中の大変貴重な都市の中で残された貴重な自然、まとまった自然というのが新宿区にはたくさんあります。そのことを一番最初に挙げていただきたいと思うんです。

環境省でも、今、自然再生事業計画というのが予算化して始まっていますが、今は、国立公園とか日本の大きな自然の方から始まっていますが、すぐに都市の中での貴重な自然の再生計画というのが追っかけてすぐ始まると思います。そのときに、第一に新宿区がぽんと乗かって幾らでも補助金をもらえるというときに、準備ができていなくてはいけないと思うんです。そういう意味では、新宿区はたくさんそれに乗られる素材を、地域を持っていると思いますので、ぜひそれを第一に挙げていただきたいのと、もう一つ、屋上緑化やビオトープの形成というのはそんなに大きな声で言ってほしくない素材だということをぜひ心得ておいていただきたいと思います。仕方がないからやる装置的な自然再生で、ビオトープというのは、本来の自然材が回復するまでの間の過渡的な装置であって、これが目標ではないということに向こうの審議会では話し合っているわけですが、そのことがこの中に反映されていなかったらちょっと恥ずかしいかなと思いますので、ぜひよろしく願います。

丸田会長 ありがとうございます。

どうぞ。

野口委員 私も、みどりの対策については、環境基本計画の中でも大きな部分だろうというふう思っております。それで、新宿区についても、このみどり施策については大きな課題として取り上げておりますので、ちょっとこの分量だけではありませんけれども、すぐ屋上緑化、地上緑化、ビオトープというところに、簡単に言うと短絡的に行き過ぎているということだろうと思っておりますので、その辺が.....

立花副会長 ただ事業計画としては大きいんです。ですけれども、基本計画としては小さいことだと思っております。手法上の大きさと全体の流れとしての大きさとを入れかえないように、ぜひ。

丸田会長 この部分はいいのではないですか。屋上緑化や地上緑化。地上緑化というのは何を意味するのかという、それがわからないから今言われたように誤解されるのではないですか。

立花副会長 いえ、私は.....

丸田会長 屋上緑化というのはイメージされる。

立花副会長 いえ、地上緑化でも屋上緑化でもビオトープでも、都市の中ではどうしても装置的につくらなければ始まらない部分というのはいっぱいあります。先生にそんなことを言うのはおかしいんですけれども。

丸田会長 この中を、装置的な部分が我々の施策の中で当然大きな部分ということも、立花先生御理解の上での御指摘だと思いますけれども。

立花副会長 だから私が言うのおかしくて、安田先生とか、丸田先生が言う方が大事な意見なんですけれども。すみません。

丸田会長 専門性から言ってね。

立花副会長 ちょっと逆なんですけれども。私は、屋上緑化や壁面緑化をつくっている側です。だから余計マイナス面もよくわかるという、そういう立場です。

丸田会長 いやいや、貴重なんですけれどもね。

だから、私、言いたかったのは、1行目で、例えば、公園とか庭先とか書いてあるんです。だけれども、それが誤解されるようなふうなことになっているんですね。その辺だと思っておりますけれどもね。本来的な。

立花副会長 もっともっと大事にしていきたい、まとまった自然って、新宿の中にいっ

ばいありますので、ぜひぜひそこへ。

崎田委員 今、伺っていて、私たちいろいろ委員で、自分たちが一番今思いのたけを一生懸命意見を言っていてこういういろいろな意見になっているんですが、例えば本当に、(2)番の自然環境の整備というところがあります。これをもう少しきちんと視野を広げて、きちんと最初書き込んで、その次にみどり対策をすとか、そういうふうきちんと少し見直していくとか、もう1回ちゃんとみんなで考える作業をしていきたいと思います。ありがとうございます。

野口委員 その辺は新宿は多分、こういう自然環境の河川の部分なんかについても、例えば、河川を公園として位置づけようみたいな検討だっていないわけではありませんで、やっぱりそういうようなものについては、ちょっと庁内の策定委員会とのすり合わせの中で膨らませていくものもあるかもしれませんし、その辺のすり合わせは要るのかなという気はしています。

丸田会長 網羅的にたくさん、いろいろな思いを込められて、専門部会で。

立花副会長 すごい作業を進めて……

丸田会長 伝わってきますよね。熱意がね。非常に伝わってきますけれども。

全体的なそういう、今ありましたようなことはもう一度全体を振り返って、それで色づけ、どこら辺にゴシックというか、強調すとか、そういう作業はまた別の全体を通しての、またもう一度フィードバックした後の作業かなとは思うんですけれども。よく書かれていらっしゃると思います。

ほかにございますか。

確認だけしておきたいんですけれども、最初の方に書いてある、期間は10年間とすと、だから、この環境基本計画というのは10年後を見越して、例えば、ですから平成16年から25年までか。

環境保全課長 今年度中に策定して、平成15年度から平成24年度まで考えてございます。

丸田会長 ああそうですか。15年度は入っているんですか。

安田委員 1月の資料にそういうように書いてありましたよね。平成15年、2003年を初年度とする、平成24年度、2012年度までの10年間、見直しが平成19年度に行うと。

丸田会長 そうすると、13ページ目に目標の年度が5カ年というのがありますね。

そうすると15があって、16があって、17から19があって、そうすると20から24というのがあるということですね。枠づけとして。

環境保全課長　こちらは、新宿区全体の総合的な行政計画であります新宿区基本計画の中にある新宿区の実施計画、その目標年度と、第3次が15、16年度、第4次が、17、18、19年度という、そういう区分でございますので、環境基本計画の表とは別のタイムテーブルをここに紹介しております。

丸田会長　ただ、それと整合性を図らなければ、環境基本計画自体が弱くなるわけですよ。あわせるのは行政として当然のことなんですよ。だからこれに絡めながら全体を策定するというふうに理解していいんだよね。

環境保全課長　そのとおりでございます。

丸田会長　後段の方でまたやる事業とかが中に含まれて入ってくると。先ほどあったような内容ですね。

これからも、その辺、考えながら振り分けやっていかなきゃいけないということですよ。もうすぐやりたいことが多過ぎるから、それをどうやるのかなというふうな、そっちの方が、絞り込むのが大変ではないかと思うんですけれども。

野口委員　新宿区後期基本計画も15年度を初年度につくったんです、5カ年間で。5年間の基本計画についても、従前の基本計画は事業名称があって、財源のフレームも示してつくったんです。ところがなかなかこういう状況なものですから、施策の方向性を示すにとどめてあるわけです。それを受けて、具体的実施は実施計画ということで、これは今は15、16の2カ年なり、3カ年だったりということでやってきていますから、やっぱりそのあたりとの整合性はつけておかないと、環境基本計画として担保されませんので、やみくもに15から24まで書けばいいというものにもならない点があるので、その辺は多少調整が必要だろうと思います。

丸田会長　どうぞ。

立花副会長　ちょっと1つだけ厳しい質問かもしれないんですが、例えば、新宿区の中で大きな建築の計画、例えば、総合設計制度による大型開発といったような事業がある場合、大抵各区にこれで推進してよろしいですかという問い合わせが来ると思うんです。そのときに、環境基本計画にあわせて、省エネ対策についてどこまで努力ができるのかを事業計画として向こう10年の、あるいは20年のエネルギー計画を出してほしいというようなことは、新宿区の方として積極的に実施できることでしょうか。恐らくそれぞれに大抵大きな開発のときには、東京都の方から各区の方に問い合わせがありますよね。そこで戻ってこないとき、これでもよろしいんですという答えが簡単に来てしまいますと、審議会等でそのまま通さざるを得

ない状況というのがまああります。それは、特に新宿区の方針に照らし合わせると、望ましいのは容積率このぐらいとか、エネルギー計画に対しての対応をきちんととってもらわないと困るとか、問題はこういう基本計画を持っているということは、その実施に対して強い発言権を庁内で合意を得るといふことの実効性がないと、特に開発計画に関して、それこそよりよい環境と経済の両立といったような、そこに向けての第一歩というのは、恐らくその辺から始まると思うんですけども、建築のファシリティマネジメントというのは、企業としても経済的に大事なことですし、役所の方としては省エネ化に向けてCO₂対策に向けて、必ず出していかなければいけない、先ほど安田先生が評価が大事だとおっしゃっていた、その評価のところでは、具体的な数値目標というものを持たないとやれない段階にきていると思うんです。それをどこまで担保できるかというのが庁内での調整をとられるときの実行可能なレベルというのがどこかということをおさえて、初めて環境と経済の両立ということを実行されるんだと思うんです。それがどうなんですかということ、ちょっとだけ。

野口委員 その辺、ちょっと大きな課題だろうと思うんですけども、エネルギーをどれだけ使う開発になるのかというような視点での対応というのは、技術的にどういう形でやるのかということもあるだろうと思います。ただ、今、大きな開発なり何なりのときには、御案内のとおり、新宿区はマスタープランを持っていますから、その中でそれぞれの地域別に、それぞれのあるべき姿を描いていますから、そのあるべき姿と照らし合わせて、その開発がどうなのかという中で意見を申し上げるスタンスになっていますから、その中にエネルギーの部分なり、環境なりの視点で、どう盛り込めるかということだろうと思うんです。

その辺が、非常に難しいということはわかる中で、御意見だと思しますので、ちょっとその辺が……。

立花副会長 エネルギーと、それから地域の密度ですね。密度限界というものをどういうふうにとらえるかということ、新宿区の都市計画的な観点からという面もあると思うんですが、エネルギーに関しては、環境基本法の観点からということなんです。

野口委員 エネルギーだけではなくて、密度というようなことになれば、まさに開発をどういうふうに見るかということだろうと思いますので。

立花副会長 今、持っていらっしゃる都市計画のマスタープランのビジョンの中からという意味では、各区ともかなり弱いです。世田谷区が大分始めていますし、江東区は別の事情から始めていますし、それぞれなんです。でも、ぜひとも新宿区は住みよいまちをつくるためにという頭でおやりになれば、どこよりも先に住むまちというイメージも、また環境の目

から見た都市発展の望ましい姿というものを先に出していけば、実際に環境基本法というものをつくった意味が生きてくるのかなと思うんですけども。

丸田会長 どうぞ、安田委員。

安田委員 もう一つ、専門部会ワークショップでかなり隔週で細かく詰めて14人の普通の市民の方が生活感覚、特に女の人は生活実感からも具体的なものが出ているんで、かなり細かいところも出ているんですが、まとめ方なんです、そういうミクロを積み上げてマクロになるかという、僕はならないと思うんです。やっぱり中間図的なものとプラス鳥瞰図的なあり方、これの調整をどういう形でやるか、それがすごく大事だと思います。

特に、非常に具体的なものが出ているんで、それは幾つかの条件があって、1つはいろいろな制約条件です。資源の制約、それから予算の制約、さらには時間の制約とか、そういう制約条件の中で目的を達成するためにどういうふうに接したらいいのか、これはいわゆる我々トレードオフと言って、二律背反の関係になるものが必ずいっぱい出てくるわけです。そこを、全部を実現することはほとんど不可能に近いわけです。これはだから行政の方でその辺をきちんと整理しないといけないと思うんですが、二律背反的なトレードオフの関係のようなものを、どういう形で調整して、ここでやっぱり優先順位をつけていくと。それをきちんとやらないと、個別具体的なものは非常に具体的でかつ踏み込んだものが出ているんですが、それが本当に実現可能性につながっていくのかと、行政の施策として。それが落ちてしまいますので、今後の作業部会の方の進め方としては、それをきちんと整理できるようにやってもらいたいと。

丸田会長 どうぞ、新井委員。

新井委員 専門部会に入っておったんですけども、一応市民ないし事業者の立場からこういう一応の案というのが中間的にまとめられたということで、あとは、安田先生がおっしゃったような、考え方を整理するという面ですとか、実効性を持たせるというそういう面ですとか、それを考えますと、どこが中心になるかという議論なのか、あるいはどういう役割分担をどの委員会でもつのかという、そういう議論になるのか、ちょっと今不明ですけども、例えば、区役所の中で、各部局横断的にメンバーが入っているようなこともあるということですので、そういった場を活用して、実効性ないし、いろいろなバランスを考えた施策の具体化といえますか、そういうことを一度やってもらって、それを部会なり、あるいはこの場でもう一回確認をすとか、そういうステップというのはどうなんでしょうかね。

丸田会長 やっぱりそういうことも含めて今後検討課題だと思います。さっき私お尋ねした

のは、そういう実効性あるプランというか、それから、あと区の全体的な部局との情報をお互いに交換しないといけないし、環境土木部だけの話ではないから、その辺が大事だと。今の御意見もそういうふうなことだと思いますし、だから、今度の部会でその辺を含めて崎田さんの方にまとめていただいて、それから、こちらの方は区の方で委員会を開いていただくと。それでまた戻ってきてやるという調整作業、それが一番大事だというか、これから大変だと思いますよね。ここまで出てきたら、メニューはたくさん出てきたから、それをどうやってスリムにしたり、今のお話のプライオリティー、順位づけをやっていくとか、スリムにさせるのかということです。

崎田委員、よろしいですか。

崎田委員 ありがとうございます。

本当にこれまでのワークショップの話し合いは、やはり、今後、環境基本計画ができた後に、それを本当に実行するのは住んでいる区民であり、仕事をしていらっしゃる事業者であり、やはりそういう意味で、自分たちがあとあとちゃんと責任を持つことを考えながら今どういうまちにしたいかということを率直に話し合うという、その辺から話をスタートいたしました。ですから、本当にいろいろと御指摘いただいたように、割に細かいこととか、そういう思い入れもありますけれども、この部分と、はっきり言えば9ページから始まる重点的に取り組むべき施策のところには、割にそういう細かい、こういう施策をこのまちにというような思いが込められていますが、これと後半の、区の皆さんが基本的なところでおまとめいただいて参考資料として提示されている15ページからの9の個別施策の方向性についてという、この辺がほぼ項目立てが同じ順番で整理を今回させていただいていますので、その辺で広い視野で持っていく内容と細かい施策として持っていくものとか、あとだれが実行するのかという役割分担のところとか、そういうのをきちんと整合性をとっていくという作業がこれから重要な作業だと感じております。

それを、今、新井委員も御指摘いただいたように、委員のメンバーも実施いたしますけれども、それをもとに区の方のメンバーの皆さんできちんと、その辺、施策として展開するときのことを考えて御検討いただいて、それでもう一度最終的に最終案をこちらにお出しするという、そんな作業をしていきたいなというふうに思います。

丸田会長 どうぞ、よろしく申し上げます。

先ほど安田委員言われたけれども、歌舞伎町をどうするという事とか、ホームレスの問題とか、全区的な問題で、全庁的な、今までも実績あるわけだし、それをどういうふう

後持っていくのかというのは、毎日のように議論されていっしょだと思いますし、そういったものも、そういう成果を踏まえて、環境としてどういうふうに対応していくのかということの順序になっていくと思いますね。

今後よろしく願いいたします。

そろそろ時間まいりましたけれども、ほかの委員の方で、御発言ございましたらお願いいたします。

芳賀委員 僕は特にありません。

丸田会長 先ほど、事務局の方で多分野のものも入れてあるという話がありましたけれども、姿勢とすれば、僕はそれでいいと思うんです。ただ、その辺の整合性さえうまくとれていけば、積極的にこの環境の基本計画の中に内容として入れるべきだと思うんです。

遠慮しないで、その調整がとられていけば。

今後、崎田部会長には、大変そういう問題でも御苦労をおかけしますが、部会の皆さんともどもよろしく願いしたいと思います。

崎田委員 皆さんすごくいろいろと御意見をどんどん言ってくださって、物すごく大変な、楽しい部会なので。あと2回ちゃんとやらせていただきます。

新井委員 部会の中で出る意見というのが、どちらかというところいうふうになりたいという、そういうものが先に出てくるんです。それで、どの部局でどういうことを担当するのかという、そういう概念で余りないわけです。したがって、議論するに当たりまして、おのおのの位置づけと範疇というのがわかって、区民から見て理解できれば、そういうまとめができればいいと思うんです。それが整合というようにおっしゃっている言葉の意味だと思うんですが、そういうところをやる機能というのは、なかなか部会では無理だと思うので、きちんとその役割をやらなくてはいけないと思います。

安田委員 それはやっぱり行政がやっぱりやらないと。現状はこうなっているんだ。それで、これがもし実現するんだったら何年後ぐらいに実現できる。そのためにはこういうことが必要なんだと。それは整理しなければだめなんです。それは一般の市民の方にそこまで要求するのは無理なんです。

丸田会長 これから出番だからいいじゃない。

野口委員 これから事務局は大変なんです。

丸田会長 では、そろそろ時間になりましたので、きょうは基本計画の素案についての議論はここまでさせていただきたいと思います。

今後、2回予定されていますか。この資料4には2回書いてございますけれども、その後、8月に審議会を中間のまとめとして、御検討させていただきたいというふうに思います。したがって、8月6日にもう既に部会の方が予定されていますし、その間に、先ほど来ています策定委員会というのも開かれるでしょうし、まだまだかなり密度濃い委員会が出てまいります。

それで、その後、審議会を、先ほど申しましたように中間のまとめとして、やらせていただきたいと思います。

そこで、皆さん方の日程調整、今、話していただきたいと思います。8月の最後の週ぐらいになりますか。どうぞ。

環境保全課長 それでは、私の方から資料4について御説明を若干させていただきます。

真ん中の専門部会・ワークショップの今後の7月17日と8月6日、実はメンバーの方々にお諮りしてございませんが、このあたりでやらないと難しいかなと思っている当面の日程案でございます。よろしければこんなところで進めたいと考えております。

その後でございますが、審議会から中間のまとめをちょうだいして、9月中に最終答申をいただくとすれば、一番右の欄に中間のまとめを公表してパブコメと書いておりますのは、パブリックコメントといいまして区民に広く意見を問うと。この作業でございますが、こちらを広報に掲載するのが8月25日。そうなりますと、逆算いたしまして、審議会の開催日といたしましては、8月7日とか、あるいは18日とか、上旬ないし中旬でちょっと御検討いただければありがたいと思っております。

丸田会長 6日に部会を開いて、すぐその次の日でいいの。

環境保全課長 6日の部会ですが、審議会そのものが8月7日というようなことになると、8月6日の部会もさらにちょっと前倒ししてやらなければいけないのかなと考えてございます。

丸田会長 そういう見方でいいんですか。

できたら8月4日の週というか、ここで審議会を開かせていただいた方が、次がもうちょっと皆さん方いろいろな行事おありですよ。11日の週。それから、ちょっと18日の週までずれ込むし、それから、広報に引っかかってくるし。

環境保全課長 11日からの週は、旧のお盆休みでなかなか難しい時期でございます。

丸田会長 そうですね。ですから、部会には大変だと思いますけれども、4日の週で、後の方と、今、事務局で7日と言われたけれども。

環境保全課長 はい、8月7日なら幸いです。

丸田会長 私は7日でもいいんですけども。

崎田委員 もしかしたら欠席で、そのときは許していただきたいんですが、7日。

もしかしたら。ごめんなさい。

丸田会長 ちょっとまずい。8日は。

崎田委員 8日は大丈夫です。

丸田会長 崎田さんいらっしゃらなければだめですよ。

崎田委員 ごめんなさい。

安田委員 僕、8日、9日はだめなんです。

丸田会長 8日、9日は。

立花副会長 では6日。

丸田会長 6日。

環境保全課長 では6日。

丸田会長 6日は。

崎田委員 大丈夫です。

丸田会長 よろしいですか。

そうすると資料の4に書いてある日付を、前の週でもやってもらおうという話になってしま
って。

環境保全課長 これをさらに前倒しして努力いたします。

丸田会長 そうすると作成委員会も詰まってくるということですね。

環境保全課長 その辺は大丈夫です。

丸田会長 皆さん方、8月6日ということで午前、午後、どちら。

環境保全課長 それでは、午後で、この時間で、ぜひお願いいたします。

丸田会長 ああそうですか。では2時 - 4時ですね。

よろしいですか。

崎田委員 はい。

丸田会長 では、次回は8月6日の2時から4時までということで御予定よろしくお願
いしたいと思います。

では、本日の審議会これで終わりにさせていただきます。

そのほかございますか。

環境保全課長 特にありません。

丸田会長 ありませんですか。

閉会

丸田会長 では、そのほかになければ、これで終了させていただきます。

どうも傍聴の皆さんもありがとうございました。

午後 3 時 5 9 分閉会